

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月31日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

**鳥取県人事委員会規則第16号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>を提供する場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>その都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髓移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓液</u>を提供する場合</p> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <p>その都度必要と認める期間</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		<p>(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髓移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓液</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>	略	
略													
<p>(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>												
略													
略													
<p>(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u>の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は<u>骨髓移植のため</u>配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に<u>骨髓液</u>を提供する場合</p>	<p>その都度必要と認める期間</p>												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p>

略		略	
(3) <u>骨髓移植又は末梢血幹細胞移植のために、骨髓若しくは末梢血幹細胞</u> の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に <u>骨髓若しくは末梢血幹細胞</u> を提供する場合	その都度必要と認める期間	(3) <u>骨髓移植のための骨髓液</u> の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は <u>骨髓移植のため</u> 配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に <u>骨髓液</u> を提供する場合	その都度必要と認める期間
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。